

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は社会保障費に充当し、その使途を明示することになりました。

平成30年度新庄村一般会計予算における社会保障費への充当は下表のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 6,504千円

(歳出)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 261,184千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名	平成30年度 予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県) 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税収(社会保 障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	80,916	13,468	0	60,000	2,015	5,433
	障害者福祉事業	24,758	17,675	0	0	616	6,467
	高齢者福祉事業	17,249	892	0	1,000	429	14,928
	児童福祉事業	45,023	10,972	0	13,500	1,121	19,430
	母子福祉事業	4,541	1,280	0	0	113	3,148
	小計	172,487	44,287	0	74,500	4,294	49,406
社会保険	介護保険事業	23,680	124	0	0	590	22,966
	国民健康保険事業	7,385	4,357	0	0	184	2,844
	後期高齢者医療事業	22,718	4,828	0	0	566	17,324
	小計	53,783	9,309	0	0	1,340	43,134
保健衛生	疾病予防対策事業	5,730	0	0	65	143	5,522
	健康増進対策事業	13,013	567	0	660	324	11,462
	病院対策事業	16,171	0	0	0	403	15,768
	小計	34,914	567	0	725	870	32,752
合計	261,184	54,163	0	75,225	6,504	125,292	